

## 【5月21日更新】新型コロナウイルス関連情報（第40報）

- DCの再開諮問グループは、DC市長に対し、再開指針を勧告しました。
- MD州では、5月22日より、CVS17店舗でのドライブスルー検査が実施されます。

1. 本日（5月21日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：7,788名（死亡412名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：43,531名（死亡2,045名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：34,137名（死亡1,099名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html#4](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4)

2. 各州政府の措置等

（1）ワシントンDC

本日、バウザーDC市長及びDC再開諮問グループ等が、DCにおける社会・経済活動の再開に関し記者会見を行ったところ、主な内容は以下のとおりです。なお、DC政府としての再開指針に関する正式な発表は別途行なわれる見込みです。

・DC再開諮問グループは、ステージ1から4に分けて再開を行うことを勧告（会見資料5枚目）

（主な内容）

<ステージ1>（ウイルス感染の減少）

10人までの集会。テレワークを強く推奨。首都圏外への旅行（移動）抑制。

<ステージ2>（地域的な感染のみ）

50人までの集会。テレワークを強く推奨。首都圏外への旅行（移動）抑制。

<ステージ3>（散発的な感染）

250人までの集会。テレワーク奨励。旅行再開可。

<ステージ4>（効果的なワクチンまたは治療法）

DCの「新たな日常（New Normal）」開始。全ての活動が可能な限り正常に近い。全ての集会が再開可。新たな日常の職場。全ての旅行が可。

・ステージ1から3の完了まで、個人、雇用主（職場）は、普遍的なセーフガード（物理的距離の確保、マスクの着用、衛生習慣の履行等）を行いつつ続ける必要がある（会見資料6枚目）。

・24のビジネスを4つのカテゴリー（Learn, Engage, Work, Access Services）に分けて、再開リストを作成した（会見資料7, 8枚目）。

（主な内容）

<Work>

ステージ1では、美容院等は厳しい制限のもと営業再開可、小売業はピックアップ・デリバリーのみ。レストランは厳しい制限のもとテラス席を利用可。ステージ2では、これらの店は、厳しい収容基準を満たせば、室内も利用可。テレワークは、ステージ1から3を通して推奨されている。ただしオフィスは、ステージ2以降、制限された人数での利用は可。バー等は、ステージ3以降、厳しい人数制限のもとで利用可能。

<Learn>

ステージ1はチャイルドケア、図書館のカーブサイド・サービス利用のみ。ステージ2は、サマーキャンプも含め全ての活動が厳しい人数制限のもと活動開始でき、また、移行期の学年を中心に、一部の学生は、厳しい人数制限の下、対面授業も可能（それ以外は遠隔教育）。

<Engage>

ステージ1では、公園は、最大10人まで、セーフガードのもとで利用可。宗教施設も、最大10人までなら可。ステージ2では、同様の普遍的なセーフガードのもと、最大50人までは利用可。ジム等は、厳しいセーフガード・制限のもと利用可。プールはステージ3から再開。

<Access Services>

DC政府及び連邦政府もステージ1、2の間はテレワークを継続することを推奨。メトロは、テレワーク等の状況に合わせ段階的に増便。

- ・22日に、（ビジネスを中心にした）DC再開チェックリストを発表する。感染状況の現在の傾向が続く限り、外出禁止令の修正等について26日に見直し、29日から段階的に再開する可能性もある。
- ・効果的なワクチンまたは治療法が確立するまで、学校は、形式・人数を限定することで、対面学習が可能。

◎会見資料（DC再開諮問グループによる報告書（勧告）主要部分とDC市の資料が統合されたもの）

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/images/COVID19-Situational-Update-Presentation\\_052120.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/images/COVID19-Situational-Update-Presentation_052120.pdf)

◎完全版のDC再開諮問グループ報告書は、こちらから閲覧・ダウンロードが可能です。

<https://coronavirus.dc.gov/reopendc>

## （2）メリーランド州

本日、ホーガン州知事は、CVS Pharmacyでのドライブスルー検査の実施について発表したところ、主な内容は以下のとおりです。

- ・5月22日より、州内のCVS17店舗（ドライブスルー窓口）で、CDCが定める要件及び年齢に関するガイドラインを満たす方を対象に、ドライブスルー検査の受付を開始する。
- ・検査希望者は、事前にCVSのウェブサイトです約が必要。医師からの指示書は不要。
- ・検体の採取は、CVS職員の指示に従い、受検者自ら行う。店舗内では行なっておらず、徒歩での受検は不可。
- ・検査結果は3日程度で判明する。

◎詳細はこちら（下段に検査実施店舗リストがあります）

<https://governor.maryland.gov/2020/05/21/governor-hogan-and-cvs-health-announce-17-new-drive-thru-covid-19-testing-sites-in-maryland/>

◎CVS: 予約受付ページ

[https://www.cvs.com/minuteclinic/covid-19-testing?icid=covid\\_testing\\_dt\\_banner](https://www.cvs.com/minuteclinic/covid-19-testing?icid=covid_testing_dt_banner)

◎CVS: ドライブスルー検査に関する案内

<https://cvshealth.com/covid-19/testing-information-locations>

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれ

ていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

### 3. 航空会社の運航状況

(1) 5月21日、全日本空輸(ANA)は、6月16日から30日までの日米間の運航スケジュールを更新しました。ワシントンDC-東京便については、6月30日までの運休が発表されています。

◎詳しくはこちら

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202005/20200521.html>

(2) その他、各社とも大幅に運航を減らしています。各社の運航状況は以下のサイトを御参照ください。

◎日本航空(JAL)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

◎ユナイテッド航空

<https://hub.united.com/united-covid19-japanflights-2645445173.html>

◎デルタ航空

<https://news.delta.com/where-delta-flying-june-JP>

◎アメリカン航空

<http://news.aa.com/news/default.aspx>

4. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP (新型コロナウイルス関連情報)

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

5. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ(お願い)

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

6. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館(領事班)まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700 (代表)

HP: [https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)